

奈良市公報

号外第5号 令和4年5月規則等

令和5年7月20日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
5 12	37	奈良市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則	健康増進課
5 12	38	奈良市介護保険規則の一部を改正する規則	介護福祉課
5 12	39	奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則等の一部を改正する規則	人事課
5 24	40	奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防局総務課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
5 6	285	奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱の一部を改正する告示	住宅課
5 16	300	奈良市私道整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	道路維持課

訓 令 甲

月 日	番号	件 名	主 管
5 31	6	奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
5 16	17	奈良市企業局建設工事成績評定要綱の一部を改正する告示	下水道計画監理課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
5 19	6	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課
5 19	10	奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示	教育政策課

災 害 対 策 本 部

月 日	番号	件 名	主 管
5 31	1	奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示	危機管理課

規 則

奈良市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 37 号

奈良市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市予防接種健康被害調査委員会規則（平成 27 年奈良市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（新型コロナワクチン接種による健康被害調査の特例）

- 第 10 条の規定にかかわらず、新型コロナワクチン接種による健康被害の発生に際し、会議を招集した場合における委員会の庶務は、新型コロナウイルスワクチン接種推進課において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 5 月 12 日揭示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 38 号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成 12 年奈良市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則別記第 1 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 4 年 5 月 12 日揭示済)

奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 39 号

奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則等の一部を改正する規則

(奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

- 第 1 条 奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成 27 年奈良市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条の見出し中「辞令の交付」を「通知」に改め、同条中「辞令を交付」を「書面によりその旨を通知」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

- 第 2 条 奈良市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年奈良市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条の見出し中「辞令の交付」を「通知」に改め、同条中「その旨を記載した辞令を交付」を「書面によりその旨を通知」に改める。

第 11 条の見出し中「辞令の交付」を「通知」に改め、同条中「その旨を記載した辞令を交付」を「書面によりその旨を通知」に改める。

(奈良市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

- 第 3 条 奈良市職員の配偶者同行休業に関する規則（平成 29 年奈良市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条の見出し中「辞令の交付」を「通知」に改め、同条中「辞令を交付」を「書面によりその旨を通知」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則第 9 条の規定、奈良市職員の育児休業等に関する規則第 6 条の規定及び奈良市職員の配偶者同行休業に関する規則第 7 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 5 月 12 日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 40 号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 41 年奈良市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 号中「場合又は」を「場合、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「73,090 円」を「75,290 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500 円」を「37,600 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第 4 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後

の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。
(令和4年5月24日揭示済)

告

示

奈良市告示第285号

奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月6日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱（平成28年奈良市告示第212号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第4条関係)

(表)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

写
真

年 月 日交付

年 月 日限り有効

奈良市長 印

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、適宜用紙を追加記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱第 4 条及び別記第 4 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示による改正後の奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱第 4 条及び別記第 4 号様式の規定に基づき作成されたものとみなす。

(令和 4 年 5 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 300 号

奈良市私道整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 5 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市私道整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私道整備事業補助金交付要綱（平成 29 年奈良市告示第 234 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 私道に接する出入口を有する敷地の主たる所有者、占有者又は管理者

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 両端又は一端が最低幅員 4 メートル以上の公道と接している最低幅員が 0.9 メートル以上の私道

イ 最低幅員が 1.8 メートル以上の公道又は私道により最低幅員 4 メートル以上の公道に接続している最低幅員が 1.8 メートル以上の私道

ウ 最低幅員が 0.9 メートル以上の公道又は私道により最低幅員 4 メートル以上の公道に接続している最低幅員が 0.9 メートル以上 1.8 メートル未満の私道

第 4 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

事業		補助率	補助限度額
舗装工事	通り抜け道路（別最低幅員が 4m 以上の場合	10 分の 9	1 件につき 150 万円
	図のとおり私道最低幅員が 1.8m 以上 4m 未満の場合	10 分の 8	1 件につき 125 万円
	の両端が公道に最低幅員が 0.9m 以上 1.8m 未満の場合	10 分の 7	1 件につき 80 万円
	接している場合)		
	行き止まり道路最低幅員が 4m 以上かつ私道に出入口を有する所有者の異なる住居が 6 戸以上の場合	10 分の 7	1 件につき 80 万円
舗装工事	私道の一端が公道最低幅員が 4m 以上かつ私道に出入口を有する所有者の異なる住居が 6 戸未満の場合	10 分の 6	1 件につき 50 万円
	接している場合)		
	最低幅員が 1.8m 以上 4m 未満の場合		
交通安全施設整備工事	最低幅員が 0.9m 以上 1.8m 未満の場合	10 分の 5	1 件につき 30 万円
	道路反射鏡	10 分の 5	1 件につき 5 万円
	区画線	10 分の 5	1 件につき 5 万円
その他市長が特に必要があると認める工事		10 分の 5	1 件につき 50 万円

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 5 月 16 日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 6 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 5 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条建設部長の部分に次の 1 号を加える。

（7）特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）に基づく雨水浸透阻害行為の許可

附 則

この訓令は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

(令和 4 年 5 月 31 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 17 号

奈良市企業局建設工事成績評定要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 5 月 16 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局建設工事成績評定要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局建設工事成績評定要綱（平成 28 年奈良市企業局告示第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「かし担保」を「契約不適合責任」に、「かしが」を「契約内容に適合しないものが」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。

(令和 4 年 5 月 16 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 19 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 6 号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成 24 年奈良市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表六条バンビーホームの項中「130 人」を「129 人」に改め、同表あやめ池バンビーホームの項中「84 人」を「158 人」に改め、同表伏見南バンビーホームの項中「66 人」を「125 人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 5 月 19 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 10 号

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 5 月 19 日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱（平成 24 年奈良市教育委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び第 3 号様式中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 5 月 19 日掲示済)

災 害 対 策 本 部

奈良市災害対策本部告示第 1 号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 5 月 31 日

奈良市災害対策本部長 仲川 元庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成 22 年奈良市災害対策本部告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

部名	班名	所掌事務
各班共通		1 本部事務局及び他班との連絡調整に関する事。 2 管理施設等に関する被害状況の情報収集及び報告に関する事。 3 班内の連絡調整と部内協力に関する事。 4 班内業務計画の策定に関する事。 5 班内職員の活動計画に関する事。
本部事務局	本部事務班	1 本部の設置及び運営に関する事。 2 各部及び関係機関との連絡調整（他部に属するものを除く。）に関する事。 3 県本部への連絡及び報告に関する事。 4 自衛隊等への応援要請に関する事。 5 災害情報及び災害対策活動のとりまとめに関する事。 6 被害状況のとりまとめに関する事。 7 災害情報の発信及び防災行政無線の運用に関する事。 8 応急対策活動の調整に関する事。 9 各種協定（他部に属するものを除く。）に関する事。
総合調整部	総括班	1 被害状況の把握及び収集に関する事。 2 被害状況に基づく応急対策の調整に関する事。 3 本部事務局の支援に関する事。 4 本部長及び副本部長の特命に関する事。 5 災害予算及び災害時の資金運用に関する事。 6 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関する事。 7 その他各部に属さない事務の調整に関する事。
	広報班	1 災害時の広報（安否情報の広報を含む。）に関する事。 2 記録写真の作成及び保存に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 本部長及び副本部長の秘書に関する事。

	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災職員の調査（安否確認）のとりまとめに関する事。 2 職員の動員及び配備に関する事。 3 職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関する事。 4 職員の健康管理及び衛生管理のとりまとめに関する事。 5 避難所配置職員の選定に関する事。
	地域班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種民間団体の活用及び連絡調整に関する事。 2 所管地域の被害状況調査における調査班への協力に関する事。 3 土木、農林施設等の被害状況の把握・収集及び応急復旧等（月ヶ瀬担当及び都祁担当に限る。）に関する事。 4 各地域における各班業務への協力に関する事。
総務部	総務対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者等の安全確保に関する事。 2 災害視察者及び見舞者の対応に関する事。 3 通信及び通話の確保に関する事。 4 物資車両等の調達及び確保に関する事。 5 災害用車両の配車（総務班に属するものを除く。）に関する事。 6 庁舎等の応急復旧に関する事。 7 情報設備の応急対策に関する事。 8 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関する事。
	会計・契約班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る義援金等の管理に関する事。 2 災害予算の執行に関する事。 3 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関する事。
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害家屋に係る調査に関する事。 2 罹災証明書発行に関する事。 3 市税の減免等に関する事。 4 文化財に係る被害状況の調査及び県との調整に関する事。 5 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関する事。
土木復旧部	土木復旧第一班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等の土木施設の応急復旧及び技術に関する事。 2 住宅内の障害物の除去に関する事。 3 下水道施設の応急復旧に関する事。 4 堤防等の危険測定及び応急復旧に関する事。 5 ため池、井せき等の危険測定及び応急復旧の指導に関する事。 6 水利組合との連絡調整に関する事。 7 罹災農地、山林、ため池等の復旧に関する事。 8 罹災農林業者に対する融資に関する事。 9 災害資金貸付に関する事。
	土木復旧第二班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等被害状況の把握・収集に関する事。 2 避難者の誘導に関する事。 3 被災宅地の危険度判定に関する事。 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5 応急仮設住宅の建築に関する事。 6 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく住宅の応急修理に関する事。 7 市有施設の応急復旧に関する事。 8 公費家屋解体の申込受付及び解体業者の選定に関する事。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 市医師会等との連絡調整に関する事。 2 市立奈良病院との連絡調整に関する事。 3 救護所の開設に関する事。

保健救護部	保健救護班	<ul style="list-style-type: none"> 4 保健救護班員の配備に関する事。 5 救援救護に係る関係機関との連絡調整に関する事。 6 傷病者の応急手当、助産その他の救護に関する事。 7 飲料水及び食品衛生に関する事。 8 感染症の発生及びまん延の防止に関する事。 9 愛玩動物の収容対策に関する事。 10 被災者の健康管理に関する事。 11 被災地の環境保全に関する事。 12 浸水被害における家屋の消毒に関する事。
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災による遺体の収容及び埋火葬に関する事。 2 警察署及び消防班等との連携に関する事。
援護部	援護班	<ul style="list-style-type: none"> 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）、災害救助法又は小災害に対する救助内規の適用手続に関する事。 2 災害ボランティア及び関係団体の受入れ、活用、連携及び連絡調整に関する事。 3 所管施設の使用協力に関する事。 4 災害援護資金の貸付けに関する事。 5 被災者生活再建支援金の申請等の受付に関する事。 6 応急仮設住宅の供与に関する事。 7 住宅の応急修理対象者の認定に関する事。 8 要援護者及び要配慮者に対する支援に関する事。 9 福祉避難所の開設及び運営に関する事。
市民支援部	市民支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活必需品等の給（貸）与及び運搬に関する事。 2 応急物資の運搬及び配分に関する事。 3 救援物資（義援金を含む。）の受領及び配分に関する事。 4 保育所、こども園及び幼稚園を利用中の子どもの被害状況の把握、安全対策及び連絡調整に関する事。
	観光経済支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光客及び帰宅困難者の被災状況の把握及び安全対策に関する事。 2 観光客及び帰宅困難者に関する連絡及び調整に関する事。 3 通訳支援に関する事。 4 国際関係に関する連絡及び調整に関する事。 5 協定企業等からの応急食糧の調達に関する事。 6 労働の供給に関する事。 7 被災中小企業者に対する融資に関する事。 8 罹災住宅の復旧資材購入あっせんに関する事。
環境部	環境班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における廃棄物の処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の管理及び応急復旧に関する事。 3 仮設トイレの調達及び関係業者との調整に関する事。 4 被災地域のし尿処理に関する事。 5 災害廃棄物の広報及び住民対応に関する事。 6 災害廃棄物の処理に係る関係主体との連携に関する事。 7 災害廃棄物処理実行計画に関する事。 8 被災家屋の公費解体事務に関する事。 9 災害廃棄物処理に係る補助金申請及び査定対応に関する事。 10 災害廃棄物仮置場の設置及び運営に関する事。 11 災害廃棄物の処理に関する受援計画及び体制に関する事。

消防部	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 119 番通報を含む被害状況の把握及び情報収集に関すること。 2 職員及び消防団員の動員に関すること。 3 災害現場における救急活動に関すること。 4 災害現場における消防活動及び防災業務に関すること。 5 人命救助に関すること。 6 避難者の誘導に関すること。 7 消防無線通信の確保に関すること。 8 災害時の消防隊出動統制に関すること。 9 消防団員との連絡調整に関すること。 10 広報活動（広報班に属するものを除く。）に関すること。 11 部の経理及び給与に関すること。 12 消防活動の運用に関すること。 13 水防資材の調達及び保守管理に関すること。
水道部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道被害状況の把握及び報告に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 水道の応急対策活動等の調整に関すること。 4 広報（広報班に属するものを除く。）に関すること。 5 部内における被害状況のとりまとめに関すること。 6 部の災害用車両の管理と配車等に関すること。 7 部の経理及び給与に関すること。
	給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水供給に関すること。 2 非常給水に関すること。
	復旧班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 2 水道施設の応急復旧工事に関すること。
	水源班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水源及び浄水施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 2 水源及び浄水施設の応急復旧工事に関すること。
避難所部	避難所統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の動員及び配備に関すること。 2 避難所に係る統括に関すること。 3 避難所における情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 社会教育等関係団体の活用及び連絡調整に関すること。 5 学校教育施設の使用協力に関すること。
	避難所支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び避難者の収容（福祉避難所を除く。）に関すること。 2 避難所の管理運営の統括に関すること。 3 施設管理者等との連絡調整及び協力に関すること。 4 学用品の配布に関すること。
	炊出し・食糧班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食糧の炊出し等による食糧の給付に関すること。 2 炊出し等における関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所支援班への協力に関すること。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条・第 6 条・第 7 条関係）

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
本部事務局	部長 危機管理監 部長付 危機管理監付参事	本部事務班	班長 危機管理課長	危機管理課
	部長 総合政策部長 部長付 総合政策部次長	総括班	班長 総合政策課長 副班長 財政課長	総合政策課 財政課

総合調整部	部長付 総務部次長 部長付 東部振興監			法務ガバナンス課
		広報班	班長 秘書広報課長	秘書広報課
		職員班	班長 人事課長	人事課
		地域班	班長 西部出張所長 班長 月ヶ瀬行政センター所長 班長 都祁行政センター所長 班長 東部出張所長 班長 北部出張所長	西部出張所各課 月ヶ瀬行政センター各課 都祁行政センター各課 東部出張所 北部出張所
総務部	部長 総務部長 部長付 総務部参事 部長付 会計管理者	総務対策班	班長 資産管理課長 副班長 総務課長	資産管理課 総務課 情報政策課
		会計・契約班	班長 契約課長 副班長 会計課長	契約課 会計課
		調査班	班長 市民税課長 副班長 文化財課長	市民税課 文化財課 資産税課 納税課 滞納整理課
土木復旧部	部長 建設部長 副部長 都市整備部長 副部長 都市整備部理事 部長付 都市整備部次長 部長付 建設部次長 部長付 事業部次長 部長付 都市整備部参事	土木復旧第一班	班長 道路維持課長 副班長 農政課長	道路維持課 農政課 JR奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所 公園緑地課 土木管理課 道路インフラ保全課 道路建設課 河川耕地課 下水道事業課
		土木復旧第二班	班長 都市計画課長 副班長 開発指導課長	都市計画課 開発指導課 交通バリアフリー推進課 都市政策課 JR新駅周辺整備推進課 建築指導課 住宅課 建築デザイン課 農業委員会事務局
保健救護部	部長 健康医療部長 副部長 健康医療部理事 部長付 健康医療部次長 部長付 看護専門学校長 部長付 看護専門学校長	保健救護班	班長 医療政策課長 副班長 健康増進課長	医療政策課 健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 母子保健課 保健・環境検査課 保健衛生課 保健予防課

				救護班員
		衛生班	班長 斎苑管理課長 副班長 福祉医療課長	斎苑管理課 福祉医療課
援護部	部長 福祉部長 部長付 福祉部次長	援護班	班長 福祉政策課長 副班長 障がい福祉課長	福祉政策課 障がい福祉課 保護課 長寿福祉課 国保年金課 介護福祉課
市民支援部	部長 市民部長 副部長 子ども未来部長 副部長 子ども未来部理事 副部長 観光経済部長 部長付 市民部次長 部長付 子ども未来部次長 部長付 観光経済部次長 部長付 子ども未来部参事	市民支援班	班長 地域づくり推進課長 副班長 子ども政策課長	地域づくり推進課 子ども政策課 文化振興課 スポーツ振興課 保育総務課 保育所・幼稚園課 子育て相談課 一時保護課 子ども支援課
		観光経済支援班	班長 観光戦略課長 副班長 産業政策課長	観光戦略課 産業政策課 奈良町にぎわい課
環境部	部長 環境部長 部長付 環境部次長	環境班	班長 環境政策課長 副班長 廃棄物対策課長	環境政策課 廃棄物対策課 リサイクル推進課 収集課 まち美化推進課 環境清美工場 土地改良清美事務所 クリーンセンター建設推進課
消防部	部長 消防局次長	消防班	班長 総務課長 副班長 消防課長	総務課 消防課 予防課 救急課 指令課 中央消防署 南消防署 西消防署 北消防署 東消防署
水道部	部長 経営部長 副部長 事業部長 部長付 経営部次長 部長付 経営部参事 部長付 事業部参事	総務班	班長 共同事務推進課長 副班長 企業総務課長	共同事務推進課 企業総務課 経営企画課
		給水班	班長 給排水課長 副班長 企業出納課長	給排水課 企業出納課
		復旧班	班長 水道計画課長 副班長 水道工務課長	水道計画課 水道工務課

		水源班	班長 送配水管理センター所長	送配水管理センター
避難所部	部長 教育部長 副部長 市民部理事 副部長 議会事務局長 部長付 教育部次長 部長付 選挙管理委員会事務局長 部長付 監査委員事務局長 部長付 議会事務局次長 部長付 教育センター所長	避難所統括班	班長 教育総務課長 副班長 地域教育課長	教育総務課 地域教育課 共生社会推進課 子ども育成課 教育施設課
		避難所支援班	(小学校担当) 班長 学校教育課長	避難所配置職員 (小学校担当) 学校教育課 教育政策課 いじめ防止生徒指導課 議会総務課 議事調査課
			(中学校担当) 副班長 教職員課長	避難所配置職員 (中学校担当) 教職員課 教育支援・相談課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
			(小・中学校以外担当) 副班長 中央図書館長	避難所配置職員 (小・中学校以外担当) 中央図書館 中人権文化センター 東人権文化センター 南人権文化センター 一条高等学校
		炊出し・食糧班	班長 市民課長 副班長 保健給食課長	市民課 保健給食課

備考

この表に定める「保健救護部 保健救護班 救護班員」については、原則として課長以上を除く正規職員の保健師及び看護師の全員を充てることとする。

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 31 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 5 月 31 日揭示済)